

令和3年3月31日

[新規]

[要綱第9号]

石川町「はぴ福なび会員登録」補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 石川町は、未婚・晩婚化の解消により少子高齢化の進行を抑制し、結婚を希望する独身者の出会いの場を支援する目的で、ふくしま結婚・子育て応援センターが運営するふくしま結婚マッチングシステム「はぴ福なび」(以下「はぴ福なび」という。)の会員登録者に対し、石川町補助金等の交付等に関する規則(昭和49年規則第13号)及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 本町に住民登録のされている者
- (2) 20歳以上の独身者である者
- (3) はぴ福なびの会員登録をした者
- (4) 石川町暴力団排除条例(平成24年条例第3号)に規定する暴力団員に該当しないこと
- (5) 町税及び使用料等の滞納がないこと

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、はぴ福なびの登録料の3分の2相当額(千円未満切捨て)の6,000円とする。

(補助金の交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、はぴ福なびの登録後、速やかに石川町「はぴ福なび会員登録」補助金交付申請書(様式第1号)を町長に提出しなければならない。

2 補助金の交付の申請は、申請者一人当たり通算2回までとする。

(補助金の交付の決定)

第5条 町長は、補助金の交付の申請があったときは、これを審査し、補助金の交付を決定したときは、その内容を石川町「はぴ福なび会員登録」補助金交付決定通知(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付の請求)

第6条 補助金の交付の決定通知を受けた申請者は、石川町「はぴ福なび会員登録」補助金交付請求書(様式第3号)を速やかに町長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第7条 町長は、申請者が虚偽の申請その他不正行為により補助金を受領した場合は、既に交付されている補助金の返還を命ずるものとする。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。